

館山市農業委員会総会会議録

1. 開催日時 令和6年4月5日(金) 15時00分～16時15分

2. 開催場所 館山市役所本館2階会議室

3. 出席委員 (8人)

会長	8番	杉田恒雄
会長職務代理者	2番	中村保宏
	1番	尾形玲子(欠)
	3番	北見富夫
	4番	山川みき子
	5番	寺田哲雄
	6番	三上英男
	7番	小田喜承示
	9番	山崎日吉

4. 議事録署名委員の指名

5. 議事日程

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について

議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第4号 農用地利用集積計画の決定について

報告事項 第1号 農用地利用配分計画の利用権の解除について

報告事項 第2号 農地法第18条第6項の規定による合意解約について

報告事項 第3号 農地移動適正化あっせんの申出について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	中山 哲也
副主幹・農地係長	山口 徳康
主任主事	杉田 岳彦
主事	和 颯 玲

7. 会議概要

議長

ただ今から、令和6年第4回館山市農業委員会総会を開会いたします。

本日の出席委員は8名です。よって総会は成立することを宣言いたします。

なお、館山市農業委員会会議規則第14条の規定により、委員会の会議を公開といたします。

次に館山市農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員について、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり。)

それでは、3番 北見委員、4番 山川委員 をお願いします。

なお、第5条申請等に基づき、担当地区における現地調査を実施した農地利用最適化推進委員に、現地調査に基づく意見を述べてもらいます。

これから議事に入りますが、質問等ある農業委員は挙手して議席番号を言ってから簡潔明瞭をお願いします。

なお、携帯電話はマナーモードをお願いします。

はじめに、議事日程第1 議案第1号 「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の1ページ、整理番号1から3について審議します。

それでは、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の1ページ、整理番号1 所在地は 館山 丸一場 1486 番 1 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 237 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、木更津市にお住いの 70 歳の方、譲受人は市内菌にお住いの 67 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠方に住んでおり耕作できないため譲り渡します。

譲受人はこの近くに事業所があり便利なこの農地を譲り受け、樹木の苗を栽培し、農業経営を図りたいとのことです。

整理番号2 所在地は 東長田 石神 347 番、登記地目、現況地目、共に畑で 214 m²の売買による所有権移転の案件です。

譲渡人は、千葉市にお住いの 62 歳の方、譲受人は市内東長田にお住いの 77 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠方に住んでおり耕作できないため譲り渡

します。

譲受人は自宅に近いこの農地を譲り受け、きゅうりやソラマメ等を栽培し、農業経営の拡大を図りたいとのことです。

整理番号3 所在地は 大井 竹ノ下 1791 番、登記地目、田、現況地目、畑で 338 m²の贈与による所有権移転の案件です。

譲渡人は、岩手県久慈市にお住いの 62 歳の方、譲受人は市内大井にお住いの 83 歳の方です。

事由としては、譲渡人は遠方に住んでおり耕作できないため譲渡します。

譲受人はこの農地を譲り受け、梨を栽培し、農業経営規模を拡大したいとのことです。

全ての案件において、申請書等に記載の内容が当該基準に適合するかどうか検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号関係では、申請書により、取得後、耕作することが見込めますので、該当しません。

次に、第2項第4号関係では、申請書から従事日数は150日を超えており、該当しません。

また、第2項第7号関係では、その利用にあたり、支障となるようなことは認められず、該当しません。

よって、「許可」と判断します。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。

質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可とする者全員と認め、「許可」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第2 議案第2号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」を議題とします。

資料の3ページ、整理番号1から2について審議します。
事務局より、説明をお願いします。

資料の2ページ、整理番号1、所在地は 上真倉 引田 1773 番 4 外 2 筆、登記地目、田、現況地目、畑で合計 287 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は千葉市稲毛区の法人です。

転用の事由及び施設は、当初計画者においては、事業拡大のため許可を得たが、経営が思わしくなく廃業するためとのことです。承継者においては、当初計画者の事業を引継ぎ、市内に取引先が増え、資材置場が必要なためとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年7月1日に着工し、令和6年7月31日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号2、所在地は 下真倉 菜畑 385 番 2、登記地目、現況地目、共に田で 55 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は南房総市の法人です。

転用の事由及び施設は、当初計画者においては、子が帰ってくる予定だったが、変更となり駐車場が不要となったためとのことです。承継者においては、借家等に暮らしている方々に、良質でリーズナブルな住宅を提供したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年5月15日に着工し、令和7年4月30日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号3、所在地は 塩見 大橋 23 番 2、登記地目、現況地目、共に田で 371 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内山本にお住まいの38歳の方です。

転用の事由及び施設は、当初計画者においては、妻が病気になり、計画を断念せざるを得なくなったためとのことです。承継者においては、趣味のためのキャンプ用具やゴムボート等を置くための倉庫を建てたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第2種農地と判断されます。

農地法第5条第2項第6号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和6年5月1日に着工し、令和6年11月30日に完了予定となっていますので、該当しないと考えられます。

以上の案件について、

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、資材置場に変更するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号2については、建売分譲住宅13棟の一部に変更するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

整理番号 3 については、倉庫に変更するための申請になります。

9 番委員、ご意見等ございますか。

9 番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長

その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。

質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。

つづきまして、議事日程第 3 議案第 3 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題とします。

資料の 3 から 4 ページ、整理番号 1 から 13 について審議します。事務局より、説明をお願いします。

主任主事

資料の 3 ページ、整理番号 1 所在地は 上真倉 下藤井 2097 番 2、登記地目、現況地目、共に田で 578 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内長須賀の法人です。

転用の事由及び施設は、申請人は、建設業を営んでいるが、業界の経営環境は厳しく、効率の良い事業を展開するため、事業の拡大が必要であることから、資材置場を確保したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 6 年 5 月 1 日に工事着手し、令和 6 年 6 月 30 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 2 から 7 は一体での事業ですので、一括して説明します。
所在地は 下真倉 菜畑 384 番 外 5 筆、登記地目、現況地目、共に
田で合計 2,101 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は南房総市の法人です。

転用の事由及び施設は、借家等に暮らしている方々に、良質でリー
ズナブルな住宅を提供するため建売分譲住宅 13 棟を建設したいとの
ことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農
地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められ
ますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供
する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 6 年
5 月 15 日に工事着手し、令和 7 年 4 月 30 日に完了予定になっていま
すので、該当しないと考えられます。

整理番号 8 所在地は 塩見 大橋 23 番 2、登記地目、田、現況地
目、畑で 371 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内山本にお住まいの 38 歳の方です。

転用の事由及び施設は、趣味のためのキャンプ用具やゴムボート、
動物を飼うための道具等を置くための倉庫を建てたいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農
地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められ
ますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供
する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 6 年
5 月 1 日に工事着手し、令和 6 年 11 月 30 日に完了予定になっていま
すので、該当しないと考えられます。

整理番号 9 所在地は 上真倉 引田 1773 番 4 他 2 筆、登記地目、
田、現況地目、畑で合計 287 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は千葉市の法人です。

転用の事由及び施設は、当初事業者の事業を引継ぎ、市内に取引先
が増え、資材置場が必要なためとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農
地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められ
ますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供
する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 6 年
7 月 1 日に工事着手し、令和 6 年 7 月 31 日に完了予定になっていま
すので、該当しないと考えられます。

整理番号 10 から 11 は一体での利用ですので、一括して説明いたし

ます。所在地は 犬石 巴 50 番 外 1 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 944 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は広島市の法人です。

転用の事由及び施設は、再生可能エネルギー事業を行っており、太陽光発電施設を建設し、電力供給と CO2 排出削減に貢献したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 6 年 5 月 1 日に工事着手し、令和 6 年 6 月 30 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 12 所在地は 西長田 神丸田 337 番 4、登記地目、現況地目、共に田で 81 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は市内北条正木にお住まいの 45 歳の方です。

転用の事由及び施設は、管工事を主とする会社を経営しているが、従業員用の駐車場が狭く、支障をきたしているので、経営している会社へ駐車場として貸すために取得したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は農用地区域内にある農地以外の農地であって、小集団の生産性の低い農地であると認められますので、第 2 種農地と判断されます。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 6 年 5 月 1 日に工事着手し、令和 6 年 5 月 31 日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

整理番号 13 所在地は 広瀬 上法久 508 番 1 外 2 筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計 2,182 m²の売買による所有権移転の案件です。

申請人は東京都大田区の法人です。

転用の事由及び施設は、事業拡大のため、倉庫 1 棟及び社員用駐車場 13 台分を設置したいとのことです。

農地の区分について説明します。この農地は集団的に存在している農地の区域にある農地で第 1 種農地と判断されます。

第 1 種農地は原則、転用することができない農地ですが、例外として、既存施設の拡張で、拡張部分の敷地面積が既存施設の面積の 2 分の 1 を超えないものについて許可できることとなっており、それに該当します。

農地法第 5 条第 2 項第 6 号の許可後、遅滞なく申請に係る用途に供する見込みがない場合は許可しないことになっていますが、令和 6 年

5月15日に工事着手し、令和7年3月31日に完了予定になっていますので、該当しないと考えられます。

以上の案件について、

農地法第5条第2項第3号による必要な資力及び信用の有無については、申請者の残高証明書若しくは融資見込証明書が添付されており、有りと判断します。

農地法第5条第2項第4号の周辺農地への営農条件への支障については、現地確認した結果、該当なしと判断します。

よって、「許可相当」と判断します。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。

整理番号1については、資材置場を建設するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号2から7については、建売分譲住宅13棟を建設するための申請になります。

7番委員、ご意見等ございますか。

7番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

整理番号8については、倉庫を建設するための申請になります。
9番委員、ご意見等ございますか。

9番委員

現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議長

該当地区の推進委員、意見等ございますか。

担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 9 については、資材置場を建設するための申請になります。 7 番委員、ご意見等ございますか。
7 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 10 から 11 については、太陽光発電施設を建設するための申請になります。 5 番委員、ご意見等ございますか。
5 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 12 については、駐車場を建設するための申請になります。 6 番委員、ご意見等ございますか。
6 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
議 長	整理番号 13 については、倉庫及び駐車場を建設するための申請になります。 2 番委員、ご意見等ございますか。
2 番委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。

議 長	該当地区の推進委員、意見等ございますか。
担当推進委員	現地を確認しましたが、特に問題無いと思います。
担当推進委員	隣接農地所有者の同意は得られていますか？
主任主事	条件付きで得ておりますので、条件を遵守するよう申請者には伝えます。
議 長	その他の農業委員で、質問、意見等ございますか。 質問、意見等無いようですので、一括してお諮りいたします。 事務局説明のとおり、「許可相当」と決定してよろしいか、承認を求めます。賛成の農業委員は、挙手を願います。 (挙手全員) 許可相当とする者全員と認め、「許可相当」と決定いたします。 つづきまして、議事日程第4議案第4号「農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。 資料の5ページから8ページ、整理番号1から30について審議します。それでは、事務局より説明をお願いします。
副主幹	整理番号1 所在地は、洲宮 大浜田 1709番 地目は田で、面積697㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は洲宮にお住まいの方、借受者は布沼の方です。設定の期間は令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間で、新規設定です。 整理番号2 所在地は、東長田 和田 1289番2 地目は畑で、面積338㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は大戸にお住まいの方、借受者は茨城県の方です。設定の期間は令和6年5月1日から令和8年4月30日までの2年間で、新規設定です。 整理番号3 所在地は、二子 丹右衛門前 616番 地目は田で、面積3,171㎡、賃貸借権の設定で、賃料は1等米90kg、10a当たり28kgです。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は二子の方です。設定の期間は令和6年5月1日から令和9年4月30日までの3年間で、新規設定です。 整理番号4 所在地は、東長田 笹子 1233番 地目は田で、面積3,009㎡、使用貸借権の設定です。貸付者は東長田にお住まいの方で、借受

者も東長田の方です。設定の期間は令和6年5月1日から令和16年4月30日までの10年間で、新規設定です。

整理番号5 所在地は、上野原 天神 457 番 地目は畑で、面積 834 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は国分にお住まいの方、借受者は高井の方です。設定の期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号6 所在地は、安東 壺町田 902 番 地目は田で、面積 1,106 m²、貸貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 30 kg、10a 当たり 27 kg です。貸付者は安東にお住まいの方、借受者も安東の方です。設定の期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号7 所在地は、正木 大芝 874 番 地目は田で、面積 2,952 m²、貸貸借権の設定で、賃料は米 90 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は上真倉にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号8 所在地は、正木 新田 4529 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 4,647 m²、貸貸借権の設定で、賃料は 1 等米 139 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号9 所在地は、正木 熊ノ田 1546 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,200 m²、貸貸借権の設定で、賃料は 1 等米 90 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は亀ヶ原にお住まいの方、借受者は那古の方です。設定の期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号10 所在地は、犬石 縄原 1526 番 地目は畑で、面積 393 m²、貸貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 30,534 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までの5年間で、新規設定です。

整理番号11 所在地は、犬石 清水 194 番 1 外 2 筆 地目は田で、合計面積 834 m²、貸貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 14,388 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和6年5月1日から令和11年4月30日までの

5年間で、新規設定です。

整理番号 12 所在地は、犬石 清水 200 番 地目は田で、面積 314 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 38,217 円です。貸付者は犬石にお住まいの方、借受者は市川市の法人です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 13 所在地は、藤原 西原 1527 番 地目は畑で、面積 482 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 16 年 4 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 14 所在地は、南条 沼田 803 番 地目は田で、面積 1,164 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は西長田にお住まいの方、借受者は大戸の法人です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 7 年 3 月 31 日までの 11 ヶ月で、新規設定です。

整理番号 15 所在地は、江田 五反下り 707 番 2 地目は田で、面積 1,812 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 60 kg、10a 当たり 35 kg です。貸付者は江田にお住まいの方、借受者も江田の方です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 16 所在地は、藤原 中瀬 528 番 地目は田で、面積 383 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 3,000 円、10a 当たり 7,833 円です。貸付者は藤原にお住まいの方、借受者も藤原の方です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 3 月 31 日までの 4 年 11 ヶ月で、新規設定です。

整理番号 17 所在地は、正木 川田 560 番 地目は田で、面積 2,985 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 90 kg、10a 当たり 30 kg です。貸付者は正木にお住まいの方、借受者は亀ヶ原の方です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 16 年 4 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

整理番号 18 所在地は、国分 三枚田 507 番 地目は田で、面積 1,996 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90 kg、10a 当たり 45 kg です。貸付者は国分にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 19 所在地は、江田 南条目 654 番 地目は田で、面積 2,947 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 1 等米 90 kg、10a 当たり 31 kg です。貸付者は北条にお住まいの方、借受者は江田の方です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号 20 所在地は、正木 新作 964 番 地目は田で、面積 1,915 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 10,000 円、10a 当たり 5,222 円です。貸付者は那古にお住まいの方、借受者も那古の方です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 21 所在地は、沼 見余 1742 番 地目は田で、面積 1,384 m²、使用貸借権の設定です。貸付者は成田市にお住まいの方、借受者は沼の方です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 5 年間で、再設定です。

整理番号 22 所在地は、稲 西柵前 553 番 地目は田で、面積 1,859 m²、賃貸借権の設定で、賃料は米 60 kg、10a 当たり 32 kg です。貸付者は稲にお住まいの方、借受者は広瀬の方です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 9 年 10 月 31 日までの 3 年 6 ヶ月で、再設定です。

整理番号 23 所在地は、竹原 松葉前 3107 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,698 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 90,000 円、10a 当たり 15,795 円です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者は安東の法人です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号 24 所在地は、竹原 松葉前 3119 番 地目は田で、面積 2,410 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 37,500 円、10a 当たり 15,560 円です。貸付者は竹原にお住まいの方、借受者は安東の法人です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 9 年 4 月 30 日までの 3 年間で、再設定です。

整理番号 25 所在地は、広瀬 北狐塚 633 番 地目は畑で、面積 327 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 3,000 円、10a 当たり 9,174 円です。貸付者は広瀬にお住まいの方、借受者は腰越の方です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 5 年間で、再設定です。

ここからは中間管理事業による三者一括方式での利用権設定とな

ります。

整理番号 26 所在地は、正木 白沼 1028 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 5,531 m²、賃貸借権の設定で、賃料はコシヒカリ 1 等米 90 kg、10a 当たり 16 kg です。出し手は正木にお住まいの方、受け手は南房総市の法人です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 27 所在地は、正木 三貫目 1424 番 地目は田で、面積 3,000 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 12,000 円、10a 当たり 4,000 円です。出し手は鴨川市にお住まいの方、受け手は南房総市の法人です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 28 所在地は、正木 新作 920 番 地目は田で、面積 1,433 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 4,299 円、10a 当たり 3,000 円です。出し手は東京都中央区にお住まいの方、受け手は南房総市の法人です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 29 所在地は、長須賀 南八島 493 番 地目は畑で、面積 1,409 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 7,045 円、10a 当たり 5,000 円です。出し手は上野原にお住まいの方、受け手は北条の方です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 11 年 4 月 30 日までの 5 年間で、新規設定です。

整理番号 30 所在地は、大戸 東 484 番 1 外 4 筆 地目は田・畑で、合計面積 6,108 m²、賃貸借権の設定で、賃料は 61,080 円、10a 当たり 10,000 円です。出し手は飯沼にお住まいの方、受け手は北条の法人です。設定の期間は令和 6 年 5 月 1 日から令和 16 年 4 月 30 日までの 10 年間で、新規設定です。

以上、合計 30 案件、農業経営基盤強化促進法の一部を改正する法律 附則第 5 条第 1 項の規定に基づき、施行後 2 年間の経過措置を適用し、改正前の法第 18 条第 3 項の各要件については、満たしていると考えます。説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。質問、意見等ございますか。

質問等無いようですので、一括してお諮りいたします。

事務局説明のとおり、計画どおり決定してよろしいか、承認を求め

ます。賛成の農業委員は、挙手を願います。

(挙手全員)

計画どおり決定とする者全員と認め、農用地利用集積計画を「承認」いたします。

つづきまして、報告事項第1号「農用地利用配分計画の利用権解除について」を報告します。

資料の9ページ、整理番号1から2について、事務局より説明をお願いします。

副主幹

まず、「農用地利用配分計画」は、「農地中間管理事業」による三者での利用権設定において、実際の耕作者となる受け手を定めた計画のことです。

「利用権解除」は、出し手と中間管理機構の設定はそのまま、受け手のみ解約するものです。

では、案件の説明に入ります。

整理番号1 所在地は、沼 笹山 1777 番 地目は田で、面積 1,123 m² について、合意解約が成立、解約理由は、出し手が受け手に売却するためです。

整理番号2 所在地は、古茂口 田仲 1535 番 地目は田で、面積 2,256 m² について、合意解約が成立、解約理由は、受け手が高齢により経営規模を縮小するためです。

説明は以上です。

議長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第1号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第2号、「農地法第18条第6項の規定による合意解約について」を報告します。

資料の10ページから12ページ、整理番号1から14について、事務局より説明をお願いします。

副主幹

整理番号1と2は同じ案件ですので、一括して説明します。

所在地は、大井 増山 1820 番 外1筆 地目は田で、合計面積 3,127 m²、解約理由は、出し手自身が耕作することとしたためです。

整理番号3 所在地は、沼 笹山 1777 番 地目は田で、面積 1,123

m²、解除理由は、受け手に売却するためです。

整理番号 4 所在地は、古茂口 田仲 1535 番 地目は田で、面積 2,256 m²、解約理由は、受け手が解約し、他の人と利用権設定を行うためです。

整理番号 5 所在地は、湊 作ノ田 558 番 地目は田で、面積 829 m²、解約理由は、借受者が高齢で耕作困難なためです。

整理番号 6 所在地は、犬石 清水 200 番 地目は田で、面積 314 m²、解約理由は、他者に貸すためです。

整理番号 7 所在地は、佐野 堀込 1983 番 地目は田で、面積 3,709 m²、解約理由は、台風 15 号の被災により、借受者が農業経営規模を縮小、休業せざるを得なくなったためです。

整理番号 8 所在地は、腰越 北 806 番 2 地目は田で、面積 582 m²、解約理由は、借受者の身体的理由によるものです。

整理番号 9 所在地は、大戸 本館 490 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 3,649 m²、解約理由は、作付け方針の変更のためです。

整理番号 10 所在地は、山萩 八反原 86 番 外 2 筆 地目は田で、合計面積 1,999 m²、解約理由は、借受者の身体的理由により経営規模を縮小するためです。

整理番号 11 所在地は、作名 筒井 763 番 外 1 筆 地目は田で、合計面積 1,872 m²、解約理由は、借受者の身体的理由により経営規模を縮小するためです。

整理番号 12 所在地は、山萩 八反原 13 番 外 5 筆 地目は田で、合計面積 4,532 m²、解約理由は、借受者の身体的理由により経営規模を縮小するためです。

整理番号 13 所在地は、山萩 大宮田 1086 番 地目は田で、面積 1,386 m²、解約理由は、借受者の身体的理由により経営規模を縮小するためです。

整理番号 14 所在地は、犬石 縄原 1526 番 地目は畑で、面積 393 m²、解約理由は、第三者から借受の申し出があったためです。

説明は以上です。

議 長

説明が終わりました。何か不明な点がありますか。

無いようですので、第2号の報告を終わります。

つづきまして、報告事項第3号「農地移動適正化あっせんの申出について」を報告します。

資料の13から14ページ、整理番号1から4について、事務局より説明をお願いします。

主任主事

資料の13ページ、整理番号1 所在地は 小原 下ノ原 826 番 外2筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積は4,482 m²です。

申出者は市内船形にお住まいの方 外3名共有です。

申出理由は、維持管理が困難なため処分したいとのことです。

整理番号2 所在地は 古茂口 笠沼 1519 番 外2筆、登記地目、現況地目、共に田で合計面積は5,779 m²です。

申出者は市内古茂口にお住まいの方です。

申出理由は、農業をしていないので処分したいとのことです。

整理番号3 所在地は 中里 グゾ 57 番 外3筆、登記地目、現況地目、共に畑で合計面積は1,333 m²です。

申出者は市内中里にお住まいの方です。

申出理由は、高齢で耕作できないため処分したいとのことです。

整理番号4 希望所在地は 那古及び湊 希望面積は1,000 m²です。

申出者は市内那古にお住まいの方です。

申出理由は、農地を購入して果樹を栽培したいとのことです。

説明は以上です。

議 長

説明のとおり、あっせんの申し出がありましたので、あっせん委員を2名指名します。

あっせん委員については、担当地区の農地利用最適化推進委員2名をお願いすることになっておりますが、整理番号1については船形地区ですので、石井俊之推進委員と渡邊推進委員をお願いします。

整理番号2については豊房地区ですので、石井利郎推進委員と石井義雄推進委員をお願いします。

整理番号3については神戸地区ですので、鈴木隆雄推進委員と川口推進委員をお願いします。

整理番号4については那古地区と北条ですので、石井俊之推進委員、渡邊農業委員、上野推進委員及び尾形農業委員をお願いします。

何か、不明な点はありますか。

無いようですので、第3号の報告を終わります。

以上で、第4回 館山市農業委員会総会を閉会いたします。
皆様、ご苦労様でした。

閉 会

16 時 15 分

農業委員会等に関する法律第27条の規定により署名する。

館山市農業委員会会長 杉 田 恒 雄

館山市農業委員会委員 北 見 昌 夫

館山市農業委員会委員 山 川 み き 子

